議第3号	都市計画法第34条第12号指定道路の追加指定について(日高市決定)	

都市計画法第34条第12号指定道路の追加指定について

1 目 的

都市計画法第34条第12号の規定に基づき、土地利用構想に即した区域に、用途及びインフラ面等を考慮した企業誘致を推進しています。

平成 10 年度の事業開始から多くの企業を誘致してきた関係から、近年では産業用地の確保が課題となっています。

そこで新たに、産業用地確保の取組として、市条例に基づく指定道路を定める必要があるため、周辺環境を考慮した上で、企業立地のさらなる促進に向けて指定道路を追加します。

2 指定路線

- (1)対象路線 県道飯能寄居線 (バイパス含む) ※幅員 9 m~15m
- (2) 起終点等 別添資料2のとおり
- (3) 上位計画 ①市基本構想:将来土地利用構想にて工業系地域の位置付け ②市都市計画マスタープラン:道路方針図に合致
- (4) 誘導する産業の用途

工場又は倉庫(建築基準法別表第2(る)項に掲げるものは除く) ※工業排水、危険物を伴うものは不可とする。

3 指定路線追加までの流れ



